

# 令和8年度ふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金 (旅行会社) 応募要領

## 1 目的

本県の子ども達に尾瀬の自然の素晴らしさ、貴重さを体験させることで生物多様性に対する理解の醸成を図り、本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくことに寄与する尾瀬でおこなう環境学習等を実施する学校を募集し、優れた環境学習等を提案した会社に対して補助を行います。

## 2 応募要件

- (1) 県内の小・中学生を対象に、尾瀬国立公園内において環境学習及び環境に関連する取組を行う旅行会社（小学生は原則4～6年生対象）。なお、最少催行人数は児童・生徒数の合計10名（児童・生徒及び引率者の合計）とする。
- (2) 尾瀬での学習計画に、「尾瀬ガイド協会」認定ガイドもしくはそれに準ずる資格を有したガイドを活用した自然解説等が組み込まれていること。
- (3) 尾瀬のゴミ対策について学習し、団体や家庭等において啓発活動を実施すること。
- (4) 3で定める助成対象経費の中で、他の助成を受けている経費については、助成対象外となります。

## 3 助成金等

- (1) 助成対象経費及び助成上限額  
宿泊費、交通費、ガイド料、環境学習活動費とし、別表に定める額を上限とします。ただし、実際に助成する額については、別表に定める額を上限として尾瀬環境学習推進協議会（以下協議会）会長が定める額となります。
- (2) 助成実施期間（事業実施期間）  
尾瀬国立公園特別保護地区に入山できる期間内
- (3) 助成人数  
事業全体で児童・生徒合計500人程度

## 4 助成及び助成額決定までの流れ

- (1) 助成金対象予定校の選定  
協議会が、以下の視点により総合的に審査し、助成金対象会社を決定します。
  - ①尾瀬国立公園内における環境学習内容（創意工夫や、継続の場合、成果を踏まえ見直しされた環境学習内容について考慮）
  - ②「尾瀬ガイド協会」認定ガイドもしくはそれに準ずる資格を有したガイドの活用率
  - ③尾瀬のゴミ対策における学習の有無および家庭等における啓発方法
  - ④尾瀬国立公園内及びその周辺への宿泊数と宿泊先活用内容
  - ⑤福島県内の地域バランス（一定の地域に偏らないように考慮）

⑥環境教育を開催する日程（特定の時期に偏らないように考慮）

⑦これまでの助成金活用率（特定の会社に偏らないように考慮）

⑧事前学習予定の有無

※応募多数の場合などは④～⑥について特に考慮します。

※審査方法及び審査内容についての質問は受け付けません。

※審査内容については公表しません。

※応募多数の場合は、必要に応じて追加資料の提出を求め、別に定める「ふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金対象校等選考委員会」において選考や審査を行う場合があります。

(5) 審査結果は、助成予定額を含め応募者へ通知します。

(6) 選考結果通知後、助成金対象予定団体からの辞退申し出があった場合、次点団体に助成金対象団体の通知がなされる場合があります。

## 5 応募方法等

### (1) 応募期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月15日（水）

ただし、応募人数が助成人数に満たない場合、上記期間後も引き続き募集を行います。

### (2) 応募書類及び部数（書類は返却しません。）

①ふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金応募申請書（第1号様式） 1部

②助成対象予定経費及び助成希望額（第2号様式） 1部

③会社要覧（会社の概要が分かる資料でも可） 1部

### (3) 提出先

〒967-0527 福島県南会津郡檜枝岐村字見通1155-1

尾瀬環境学習推進協議会事務局（檜枝岐村役場観光課内）

電話番号：0241-75-2503

E-mail：oze.gakusyu@vill.hinoemata.lg.jp

### (4) 提出方法 ※メール推奨

所定の応募書類を（3）の提出先に郵送、持参又は電子メールにより提出。

（持参の場合は期限内に事務局必着とし、受付期間の平日午前9時から午後5時までの時間内で受付とします。郵送の場合、4月15日（水）の消印有効とします。電子メールの場合、4月15日（水）午後5時までとします。）

## 6 その他

(1) 応募に当たっての費用は、応募会社負担とします。

(2) 応募内容で著作権等の問題が発生した場合は、協議会は責任を負いません。

(3) 応募された内容と実際に実施する内容及び実施した内容が著しく異なる場合や、虚偽の内容等で応募された場合は、助成を実施しない場合があります。